

# 「民泊・ぶうさん家」宿泊約款

2017年8月28日

## (適用範囲)

第1条 当宿泊所が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法又は一般に確立された慣習によるものとします。

2. 当宿泊所が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

## (宿泊契約の申込み)

第2条 当宿泊所に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当宿泊所に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び島への使用交通機関及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金(原則として第12条の基本宿泊料による。)
- (4) その他当宿泊所が必要と認める事項

2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当宿泊所は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

## (宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当宿泊所が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当宿泊所が承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当宿泊所が定める申込金を、当宿泊所が指定する日までに、お支払いいただきます。

3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4. 第2項の申込金を同項の規定により当宿泊所が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当宿泊所がその旨を宿泊客に告知した場合に限りです。

## (申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当宿泊所は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2. 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当宿泊所が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

## (宿泊契約締結の拒否)

第5条 当宿泊所は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。

- (2) 一日一組限定により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
  - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
  - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
  - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (6) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (7) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (8) 長崎県条例(昭和33年4月1日第7号)第6条の規定する場合に該当するとき。

#### (宿泊客の契約解除権)

- 第6条 宿泊客は、当宿泊所に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2. 当宿泊所は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当宿泊所が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第1に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当宿泊所が第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当宿泊所が宿泊客に告知したときに限ります。
  - 3. 当宿泊所は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を1時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

#### (当宿泊所の契約解除権)

- 第7条 当宿泊所は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
  - (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
    - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
    - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
    - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
  - (3) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
  - (4) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
  - (5) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
  - (6) 長崎県条例(昭和33年4月1日第7号)第6条の規定する場合に該当するとき。
  - (7) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたづら、その他当宿泊所が定める利用規則の禁止事項(火災予防

上必要なものに限る。)に従わないとき。

2. 当宿泊所が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

#### (宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当宿泊所において、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当宿泊所が必要と認める事項

#### (客室の使用時間)

第9条 宿泊客が当宿泊所の客室を使用できる時間は、午後2時から翌朝10時30分までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができる場合があります。

2. 当宿泊所は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受ける場合があります。

- (1) 超過3時間までは、2,000円
- (2) 超過6時間までは、4,000円
- (3) 超過6時間以上は、7,000円

#### (利用規則の遵守)

第10条 宿泊客は、当宿泊所においては、当宿泊所が定めた利用規則に従っていただきます。

#### (営業時間)

第11条 当宿泊所の営業時間は次のとおりとします。

- (1) 門限は特に設けておりません。
- (2) 飲食等の時間:

イ.朝食 07:00～09:00

ロ.夕食 17:00～23:00

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には変更することがあります。その場合、適当な方法をもってお知らせします。

#### (料金の支払い)

第12条 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、次のとおりとします。

##### 1 泊2食基本宿泊料金(消費税別)

中学生以上 7,000円

小学生 6,000円

4歳以上未就学児 4,000円

お一人様の場合 1泊について1,000円追加となります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨により、宿泊客の出発の際又は当宿泊所が請求した時、当宿泊所において

行っていただきます。

3. 当宿泊所が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。
4. 天候の悪化又は船舶の欠航等の不可抗力による宿泊のキャンセルについては、宿泊料金はいただきません。

#### (当宿泊所の責任)

第 13 条 当宿泊所は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当宿泊所の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当宿泊所は、万一の火災等に対処するため、宿舍賠償責任保険に加入しております。
3. 当宿泊所の宿泊客は、グリーンツーリズム参加者傷害保険に加入しています。

#### (契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第 14 条 当宿泊所は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 当宿泊所は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当宿泊所の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

#### (寄託物等の取扱い)

第 15 条 宿泊客が当宿泊所にお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当宿泊所は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当宿泊所がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当宿泊所は 3 万円を限度としてその損害を賠償します。

2. 宿泊客が、当宿泊所内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であって当宿泊所にお預けにならなかったものについて、当宿泊所の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当宿泊所は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当宿泊所に故意又は重大な過失がある場合を除き、3 万円を限度として当宿泊所はその損害を賠償します。

#### (宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第 16 条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当宿泊所に到着した場合は、その到着前に当宿泊所が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がチェックインする際お渡します。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当宿泊所に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当宿泊所は 当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。
3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当宿泊所の責任は、第 1 項の場合にあっては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

**(駐車の責任)**

第 17 条 宿泊客が当宿泊所の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当宿泊所は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当宿泊所の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

**(宿泊客の責任)**

第 18 条 宿泊客の故意又は過失により当宿泊所が損害を被ったときは、当該宿泊客は当宿泊所に対し、その損害を賠償していただきます。

**別表第 1 違約金(第 6 条第 2 項関係)**

宿泊予定日の 7 日前	宿泊料金の 10 パーセント
宿泊予定日の 5 日前	宿泊料金の 20 パーセント
宿泊予定日の前日	宿泊料金の 50 パーセント
宿泊予定日当日	宿泊料金の 80 パーセント
無連絡の場合	宿泊料金全額